⑹　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　契約書作成の要否　要。
⑼　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⑽　競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２⑴イに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記４⑶により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑾　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hiroshi Sugiyama, Special Officer for Accounts, Finance Division, Minister's Secretariat, Ministry of Defense.
⑵　Classification of the services to be procured : 42
⑶　Subject matter of the contract : JFY2020 Construction Monitoring Services for GOJ funded project regarding Relocation of the U. S. Marine Corps from Okinawa to Guam
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 6 : 15 P.M. 3 February 2020.
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 6 : 15 PM. 11 March 2020.
⑹　Contact point for tender documentation : Procurement Section, Finance Division, Minister's Secretariat, Ministry of Defense, 5―1　Ichigayahonmuracho, Shinjuku-ku, Tokyo 162―8801 Japan. TEL 03―3268―3111 ex. 20814

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
なお、本公示に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和２年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。
令和元年12月16日
支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官　杉山　浩
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13
○第１号
1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務の名称
令和２年度在沖米海兵隊グアム移転に関する日本側負担事業に係るアドバイザリー業務
⑶　業務内容　本業務は、在沖米海兵隊のグアム移転に関して、日本国政府の財政支出で整備する事業（以下「日本側負担事業」という。）の事業計画等に係る技術的検討、具体的な事業内容とその所要経費等に関する精査、予算要求に係る業務補助及び日本側負担事業に係る会議等の通訳業務等を行うものである。
⑷　履行期限　令和３年３月31日
2　参加資格、選定基準及び評価基準
⑴　技術提案書の提出者に要求される資格
ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
イ　防衛省における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築、土木、電気、機械、通信、環境等」に係るいずれか１つ以上において「A」の格付を受け、地方防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。※なお、契約締結日において、平成31・32年度の前記に係る資格の決定を受けている必要がある。
ウ　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（イの再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
エ　参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、地方防衛局長等から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
オ　同種又は類似業務の実績
カ　参加表明書を提出した者の間に資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合は除く。）。
キ　配置予定管理技術者について公示日の時点で技術提案書の提出者と直接的な雇用関係があること。
ク　配置予定技術者の資格
ケ　配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績
コ　配置予定管理技術者の令和元年12月16日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が４億円未満かつ10件未満であること。手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。
サ　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
⑵　技術提案書の提出者を選定するための基準
ア　企業の実績及び能力（共同体としての実績は、構成員として分担した業務実績とする。）
イ　配置予定管理技術者の経験及び能力
ウ　業務実施体制の妥当性
⑶　技術提案書を特定するための評価基準
ア　配置予定管理技術者及び総括技術者の経験及び能力
イ　配置予定主任技術者の経験
ウ　配置予定担当技術者の語学力
エ　業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他
オ　特定テーマに対する技術提案
3　手続等
⑴　担当部局　〒162―8801 東京都新宿区市谷本村町５―１　防衛省大臣官房会計課契約係　ＴＥＬ03―3268―3111（内線20814）
⑵　説明書の交付期間等
ア　交付期間　令和元年12月16日から令和２年１月27日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前９時30分から午後６時15分まで（正午から午後１時までの間を除く。）。
イ　交付場所　⑴に同じ。
ウ　交付の方法　紙媒体で手交する。
⑶　参加表明書の提出期限等
ア　提出期限　令和２年１月27日午後６時15分
イ　提出方法　⑴に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。
⑷　技術提案書の提出期限等
ア　提出期限　令和２年３月16日午後６時15分
イ　提出方法　⑴に持参又は郵送等する。
4　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証金納付（金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。）
⑶　特定後契約を締結するまでに、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
⑷　契約書作成の要否　要。
⑸　技術提案書のヒアリングを行う。
⑹　関連情報を入手するための照会窓口　上記３⑴に同じ。